福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章　第３編　１．２　火災への対応）

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
1.2　火災への対応 1.2.1　火災発生の可能性及び影響評価 1.2.1.1　発電所周辺の大規模火災 (1)　火災発生の可能性 現在，発電所周辺は帰還困難区域，居住制限区域となっており，双葉地方広域市町村圏組合消防本部は帰還困難区域，居住制限区域の外に拠点を置き，また住民も避難しているため，発電所敷地周辺で火災が発生した場合に発見が遅れる可能性がある。 また，田畑や林野が管理されず草木が伸び放題になっているため，風が強く乾燥した時期に林野火災が発生した場合には大規模化する恐れがあり，敷地内に火災が延焼する可能性がある。	1.2　火災への対応 1.2.1　火災発生の可能性及び影響評価 1.2.1.1　発電所周辺の大規模火災 (1)　火災発生の可能性 発電所周辺で火災が発生した場合，発見時期や初動対応の状況によっては火災が拡大する可能性がある。また，周辺の林野や草地において火災が発生した場合には，風向，風速，乾燥状態等の気象条件や植生の状況により延焼範囲が拡大し，発電所敷地内へ延焼する可能性がある。	特定の区域区分や組織体制に依存しない記載へ見直し
（中略）	（中略）	
1.2.2　防火対策 1.2.2.1　防火帯	1.2.2　防火対策 1.2.2.1　防火帯	
（中略）	（中略）	
○　防火帯の機能をより確実なものにしていくため，林野火災の発生が多くなる１月～４月までに防火帯の点検と維持対策を行う。具体的には，毎年１０月中を目途に防火帯機能について点検調査を行い，必要に応じて１２月末までに雑草の除去等を行う。	○　防火帯の機能をより確実なものにしていくため，林野火災が発生しやすいと考えられる時期までに防火帯の点検と維持対策を行う。具体的には，毎年１０月中を目途に防火帯機能について点検調査を行い，必要に応じて１２月末までに雑草の除去等を行う。	記載の見直し
1.2.2.2　散水 ○　発電所敷地外で火災が発生し，発電所敷地内に延焼する可能性がある場合には，直ちに初動対応として発電所に常駐している初期消火要員が消防車と散水車にて予防散水（発電所構内）を実施することとし，周辺での火勢や敷地内への飛び火の状況等に応じ自衛消防隊を招集し，散水車を追加し予防散水に当たる。防火水槽等が近辺にある場合は消防車の連結により散水を実施し，防火水槽等が近辺に無い場合は散水車を使って消防用水を運搬し，散水を実施する。	1.2.2.2　散水 ○　発電所敷地外で火災が発生し，発電所敷地内に延焼する可能性がある場合には，直ちに初動対応として発電所に常駐している「初期消火活動を行う要員（自衛消防隊）」（以下，「自衛消防隊」という。）が消防車と散水車にて予防散水（発電所構内）を実施することとし，周辺での火勢や敷地内への飛び火の状況等に応じ，散水車を追加し予防散水に当たる。防火水槽等が近辺にある場合は消防車の連結により散水を実施し，防火水槽等が近辺に無い場合は散水車を使って消防用水を運搬し，散水を実施する。	記載の見直し
（中略）	（中略）	
1.2.2.4　危険物貯蔵施設における防火対策 ○　重油タンク等の破損した危険物屋外貯蔵タンクから回収した危険物については，最終的な処分方法が決まるまで，発電所構内の危険物屋外貯蔵所に保管する。	1.2.2.4　危険物貯蔵施設における防火対策 ○　危険物貯蔵施設では，関係法令に基づき，防火管理を適切に実施する。火気使用の管理，施設・設備の定期点検，危険物の適正保管を徹底するとともに，消火設備の維持管理や防火教育・訓練を実施し，火災予防および被害の軽減に努める。	発電所全体の防火対策に関する記載へ見直し
○　津波並びに１，３，４号機爆発によって破損した車両１台に危険物が残っており，今後油抜き取り・バッテリー取外しを実施する。抜き取った油は発電所構内の危険物屋外貯蔵所に保管し，取外したバッテリーは発電所構内に最終的な処分方法が決まるまで瓦礫類として適切に保管する。	（記載の削除）	当該車両の対応が完了したため削除
（中略）	（中略）	
1.2.3　火災発生時の対策 1.2.3.1　通報	1.2.3　火災発生時の対策 1.2.3.1　通報	
（中略）	（中略）	
○　緊急時対策本部内で火災発生情報を共有し，速やかに防火管理者（含む代務者）からも１１９番通報を行うとともに，「1.2.3.2　初期消火要員体制・消火訓練」に示す初期消火要員に出動を指示し，消火活動を開始する。	○　緊急時対策本部内で火災発生情報を共有し，速やかに防火管理者（含む代務者）からも１１９番通報を行うとともに，「1.2.3.2　自衛消防隊体制・消火訓練」に示す自衛消防隊に出動を指示し，消火活動を開始する。	記載の見直し

1

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
（中略）	（中略）	
1.2.3.2　初期消火要員体制・消火訓練 ○　発電所構内の消火活動を速やかに対応するために，初期消火要員として，免震重要棟を中心に常時１０名以上を駐在させる。１～４号機および屋外の火災については，免震重要棟に常駐する初期消火要員３名が先行して消火活動を行い，追って残りの初期消火要員が加勢し消火活動を行う。５，６号機内の火災については，中央制御室及びサービス建屋に常駐する初期消火要員３名が先行して消火活動を行い，同様の消火活動を行う。	1.2.3.2　自衛消防隊体制・消火訓練 ○　発電所構内の消火活動を速やかに対応するために，自衛消防隊として，総括指揮者を含む１０名以上の要員を，新事務本館を中心に常駐させる。	自衛消防隊体制見直しにより記載の見直し
（中略）	（中略）	
1.2.3.3　火災に対する監視の強化（早期発見） ○　発電所構内においては警備員，初期消火要員，工事監理員が毎日パトロールを実施し，火災等異常の早期発見に努める。 ○　建屋内については，火災監視機能を順次復旧しており、建屋全体での機能復旧が難しい箇所は、局所的に感知器及びその監視カメラを順次設置している。危険物屋外貯蔵所についても監視用カメラ２台を設置し監視を行っている。これらの設備を用いて、火災の早期発見に努めるとともに、今後も建屋内の火災監視機能の復旧を進めていく。 ○　発電所敷地周辺火災監視用カメラ２台を，発電所構内の通信鉄塔に設置し，敷地内外の監視を行っている。この監視において，火や煙等何らかの異常を発見した場合には双葉地方広域市町村圏組合消防本部へ通報する。 ○　当社社員及び協力企業職員に対して「帰還困難区域，居住制限区域を通行している際に，火や煙等何らかの異常を発見した場合には，すぐに１１９番通報する」ことを周知・徹底していく。 ○　林野火災が発生しやすいと考えられる１２月～４月においては，発電所敷地周辺の監視強化を行い，火災の早期発見に努める。	1.2.3.3　火災に対する監視の強化（早期発見） ○　発電所構内においては警備員，自衛消防隊，運転員，工事監理員が毎日パトロールを実施し，火災等異常の早期発見に努める。 ○　建屋内については，火災監視機能を順次復旧しており，建屋全体での機能復旧が難しい箇所は，局所的に感知器及びその監視カメラを順次設置している。危険物屋外貯蔵所についても監視用カメラ複数台を設置し監視を行っている。これらの設備を用いて，火災の早期発見に努めるとともに，今後も建屋内の火災監視機能の復旧を進めていく。 ○　発電所敷地周辺火災監視用カメラ複数台を，発電所敷地内に設置し，敷地内外の監視を行っている。この監視において，火や煙等何らかの異常を発見した場合には１１９番通報する。 （記載の削除） ○　林野火災が発生しやすいと考えられる時期においては，発電所敷地周辺の監視強化を行い，火災の早期発見に努める。	記載の見直し 監視強化時の柔軟性確保に向けた記載の見直し，および通報先を１１９番通報へ見直し 異常発見時の１１９番通報は基本行動であることから削除 記載の見直し
1.2.3.4　構内の消火設備 （中略） ○　津波により破損している１～４号機周りの消火栓については２０２０年度を目途に設置する。 （以下，省略）	1.2.3.4　構内の消火設備 （中略） ○　津波により破損している１～４号機周りの消火栓については周辺整備状況を鑑み計画的に設置する。 （以下，省略）	当初予定していた工期の変更に伴い記載の見直し